通信衛星設備	9	年
架空メタルケーブル	26.3	年
地下メタルケーブル	35.4	年
陸上架空光ケーブル	15.1	年
陸上地下光ケーブル	21.2	年
海底光ケーブル	26.5	年
電柱	21.2	年
管路	58.1	年
中口径管路	58.1	年
とう道	75	年
共同溝	75	年
電線共同溝	58.1	年
無線アンテナ	24.3	年
無線鉄塔	24.3	年
空調設備	9	年
電力設備（電源装置）	6	年
電力設備（発電装置）	15	年
電力設備（受電装置）	9	年
機械室建物	24.1	年
監視設備（総合監視）	9	年
監視設備（加入者交換機）	10.6	年
監視設備（中継交換機）	10.5	年
監視設備（伝送無線機械）	10.8	年
監視設備（市外線路）	14.1	年
監視設備（市内線路）	17.4	年
共通用建物	23.1	年
構築物	15.8	年
機械及び装置	10.7	年
車両	5	年
工具、器具及び備品	5.5	年
無形固定資産（交換機ソフトウェア）	11.8	年
無形固定資産（その他の無形固定資産）	5.2	年

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

（総務大臣による通知）

2　総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。

（経過措置）

3　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

4　総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

5　附則第三項の規定による申請に対する認可の処分の日が平成二十四年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

○厚生労働省令第十号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十四年一月三十日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の廃止）

第一条　指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）は、廃止する。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第二条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号を次のように改める。

二　削除

第十四条第三号中「又は令第四条第二項に規定する病床を有する病院（前号に掲げるものを除く。）」を「（以下「療養病床を有する病院等」という。）」に改め、同条第四号中「前二号」を「前号」に改める。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

第二十一条及び第二十二条　削除

第二十二条の十四第二号を次のように改める。

二　削除

第二十二条の十四第三号中「医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する病院若しくは診療所又は令第四条第二項に規定する病床を有する病院（前号に掲げるものを除く。）」を「療養病床を有する病院等」に改め、同条第四号中「前二号」を「前号」に改める。